

規則番号	規則名	所管名	公布年月日
規則第1号	さいたま市営北与野駅北口地下駐車場条例施行規則の一部を改正する規則	自転車まちづくり推進課	令和元年5月14日
規則第2号	さいたま市営岩槻駅東口公共駐車場条例施行規則の一部を改正する規則	自転車まちづくり推進課	令和元年5月14日
規則第3号	さいたま市コミュニティ施設条例施行規則の一部を改正する規則	コミュニティ推進課	令和元年5月17日
規則第4号	さいたま市市民活動サポートセンター条例施行規則の一部を改正する規則	市民協働推進課	令和元年5月21日
規則第5号	さいたま市下水道条例施行規則の一部を改正する規則	下水道財務課	令和元年5月22日
規則第6号	さいたま市市税条例施行規則の一部を改正する規則	税制課	令和元年5月28日
規則第7号	さいたま市浦和ふれあい館条例施行規則の一部を改正する規則	福祉総務課	令和元年5月29日
規則第8号	さいたま市大宮ふれあい福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則	福祉総務課	令和元年5月29日
規則第9号	さいたま市子ども家庭総合センター条例施行規則の一部を改正する規則	子ども家庭支援課	令和元年5月30日
規則第10号	さいたま市保健所条例施行規則の一部を改正する規則	保健総務課	令和元年5月30日
規則第11号	さいたま市立病院管理規則の一部を改正する規則	医事課	令和元年5月30日
規則第12号	さいたま市桜環境センター余熱体験施設条例施行規則の一部を改正する規則	環境施設管理課	令和元年5月30日
規則第13号	さいたま市食肉中央卸売市場業務規程施行規則の一部を改正する規則	食肉中央卸売市場・と畜場	令和元年5月30日
規則第14号	さいたま市と畜場条例施行規則の一部を改正する規則	食肉中央卸売市場・と畜場	令和元年5月30日

## さいたま市規則第1号

さいたま市営北与野駅北口地下駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市営北与野駅北口地下駐車場条例施行規則（平成13年さいたま市規則第160号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては、「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(定期駐車券) 第4条 条例第5条第3項に規定する定期駐車券（様式第4号）は、次の表の左欄に掲げる種類の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる通用期間及び額とする。			(定期駐車券) 第4条 条例第5条第3項に規定する定期駐車券（様式第4号）は、次の表の左欄に掲げる種類の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる通用期間及び額とする。		
種類	通用期間	額	種類	通用期間	額
全日定期駐車券	[略]	<u>15,710円</u>	全日定期駐車券	[略]	<u>15,420円</u>
全日定期駐車券		<u>47,130円</u>	全日定期駐車券		<u>46,260円</u>
平日定期駐車券		<u>9,420円</u>	平日定期駐車券		<u>9,250円</u>
平日定期駐車券		<u>28,260円</u>	平日定期駐車券		<u>27,750円</u>
2～4	[略]		2～4	[略]	

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市営北与野駅北口地下駐車場条例施行規則第4条の規定は、この規則の施行の日以後に発行する定期駐車券に係る使用料について適用し、同日前に発行する定期駐車券に係る使用料については、なお従前の例による。

## さいたま市規則第2号

さいたま市営岩槻駅東口公共駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市営岩槻駅東口公共駐車場条例施行規則（平成17年さいたま市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(定期駐車券) 第4条 条例第5条第3項に規定する定期駐車券（様式第4号）は、次の表の左欄に掲げる種類の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる通用期間及び額とする。			(定期駐車券) 第4条 条例第5条第3項に規定する定期駐車券（様式第4号）は、次の表の左欄に掲げる種類の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる通用期間及び額とする。		
種類	通用期間	額	種類	通用期間	額
全日定期駐車券	[略]	<u>10,470円</u>	全日定期駐車券	[略]	<u>10,280円</u>
全日定期駐車券		<u>31,410円</u>	全日定期駐車券		<u>30,840円</u>
平日定期駐車券		<u>6,280円</u>	平日定期駐車券		<u>6,170円</u>
平日定期駐車券		<u>18,840円</u>	平日定期駐車券		<u>18,510円</u>
2～4	[略]		2～4	[略]	

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市営岩槻駅東口公共駐車場条例施行規則第4条の規定は、この規則の施行の日以後に発行する定期駐車券に係る使用料について適用し、同日前に発行する定期駐車券に係る使用料については、なお従前の例による。

さいたま市規則第3号

さいたま市コミュニティ施設条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市コミュニティ施設条例施行規則（平成13年さいたま市規則第163号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表（第6条関係）					別表（第6条関係）				
1 [略]					1 [略]				
2 プラザイースト					2 プラザイースト				
(1) ホールの附属設備の使用料					(1) ホールの附属設備の使用料				
名称		単位	使用料	備考	名称		単位	使用料	備考
舞台 設備	講演台	[略]	<u>550円</u>	[略]	舞台 設備	講演台	[略]	<u>540円</u>	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
	金びょうぶ（6曲式）		<u>930円</u>			金びょうぶ（6曲式）		<u>910円</u>	
	地がすり		<u>930円</u>			地がすり		<u>910円</u>	
	[略]		[略]			[略]		[略]	
	音響反射板		<u>3,310円</u>			音響反射板		<u>3,250円</u>	
	[略]		[略]			[略]		[略]	
	大太鼓		<u>310円</u>			大太鼓		<u>300円</u>	
[略]		[略]		[略]		[略]			
バレエ用シート		<u>930円</u>		バレエ用シート		<u>910円</u>			
音響 設備	Aセット	[略]	<u>4,400円</u>		音響 設備	Aセット	[略]	<u>4,320円</u>	
	Bセット	[略]	<u>7,920円</u>			Bセット	[略]	<u>7,770円</u>	
	Cセット	[略]	<u>11,310円</u>			Cセット	[略]	<u>11,100円</u>	
	マイクロホン	[略]	<u>1,120円</u>	[略]		マイクロホン	[略]	<u>1,100円</u>	[略]
[略]		[略]		[略]		[略]			
ワイヤレスマイ		<u>1,860円</u>		ワイヤレスマイ		<u>1,830円</u>			

	ク装置			円	
	3点づりマイク装置			<u>540円</u>	
	テープレコーダー			<u>930円</u>	
	CDプレーヤー			<u>930円</u>	
	MDレコーダー			<u>930円</u>	
	DATレコーダー			<u>930円</u>	
	ステージスピーカー			<u>930円</u>	
	はね返りスピーカー			<u>930円</u>	
	残響付加装置			<u>1,860円</u>	
	副調整卓			<u>1,860円</u>	
	レコードプレーヤー			<u>930円</u>	
照明設備	Aセット	[略]	[略]	<u>4,400円</u>	
	Bセット	[略]	[略]	<u>10,500円</u>	
	Cセット	[略]	[略]	<u>19,170円</u>	
	ボーダーライト	[略]	[略]	<u>930円</u>	[略]
	アップーホリゾン トライト	[略]	[略]	<u>930円</u>	[略]
	ロアーホリゾン トライト			<u>930円</u>	
	音響反射板ライ ト			<u>930円</u>	
	フォローピンス ポットライト			<u>1,390円</u>	
	スポットライト (1キロワット 未満)			<u>260円</u>	
	[略]			[略]	
	リモコンライト			<u>1,120円</u>	
	[略]			[略]	
	プロジェクター スポット			<u>1,120円</u>	
	スパイラルマシ ン			<u>550円</u>	

	ク装置			円	
	3点づりマイク装置			<u>530円</u>	
	テープレコーダー			<u>910円</u>	
	CDプレーヤー			<u>910円</u>	
	MDレコーダー			<u>910円</u>	
	DATレコーダー			<u>910円</u>	
	ステージスピー カー			<u>910円</u>	
	はね返りスピー カー			<u>910円</u>	
	残響付加装置			<u>1,830円</u>	
	副調整卓			<u>1,830円</u>	
	レコードプレー ヤー			<u>910円</u>	
照明設備	Aセット	[略]	[略]	<u>4,320円</u>	
	Bセット	[略]	[略]	<u>10,310円</u>	
	Cセット	[略]	[略]	<u>18,820円</u>	
	ボーダーライト	[略]	[略]	<u>910円</u>	[略]
	アップーホリゾ ントライト	[略]	[略]	<u>910円</u>	[略]
	ロアーホリゾン トライト			<u>910円</u>	
	音響反射板ライ ト			<u>910円</u>	
	フォローピンス ポットライト			<u>1,360円</u>	
	スポットライト (1キロワット 未満)			<u>250円</u>	
	[略]			[略]	
	リモコンライト			<u>1,100円</u>	
	[略]			[略]	
	プロジェクター スポット			<u>1,100円</u>	
	スパイラルマシ ン			<u>540円</u>	

	ディスクマシン		<u>550円</u>	
	副調光卓		<u>1,860円</u>	
	[略]		[略]	
	ミラーボール		<u>550円</u>	
	[略]		[略]	
映写室	16ミリ映写機	[略]	<u>11,200円</u>	[略]
	スライド映写機		<u>1,120円</u>	
その他	グランドピアノ	[略]	<u>6,530円</u>	[略]
	エレクトーン		<u>2,040円</u>	
	スクリーン		<u>930円</u>	

(2) リハーサル室、多目的ルーム、映像シアター、音楽スタジオ、茶室、セミナールーム、アトリエ・陶芸及び展示室の附属設備の使用料

名称	単位	使用料	備考
リハーサル室	[略]	<u>1,860円</u>	[略]
		<u>1,390円</u>	
多目的ルーム	[略]	<u>550円</u>	[略]
		[略]	
		<u>1,390円</u>	
		<u>1,390円</u>	
映像シアター	[略]	<u>550円</u>	[略]
		[略]	
		<u>1,860円</u>	
		<u>930円</u>	
		<u>2,880円</u>	
		<u>1,390円</u>	
		<u>1,390円</u>	
音楽スタジオ	[略]	<u>540円</u>	[略]
		<u>540円</u>	
		<u>740円</u>	
		<u>2,040円</u>	
茶室	[略]	<u>1,100円</u>	

	ディスクマシン		<u>540円</u>	
	副調光卓		<u>1,830円</u>	
	[略]		[略]	
	ミラーボール		<u>540円</u>	
	[略]		[略]	
映写室	16ミリ映写機	[略]	<u>11,000円</u>	[略]
	スライド映写機		<u>1,100円</u>	
その他	グランドピアノ	[略]	<u>6,410円</u>	[略]
	エレクトーン		<u>2,000円</u>	
	スクリーン		<u>910円</u>	

(2) リハーサル室、多目的ルーム、映像シアター、音楽スタジオ、茶室、セミナールーム、アトリエ・陶芸及び展示室の附属設備の使用料

名称	単位	使用料	備考
リハーサル室	[略]	<u>1,830円</u>	[略]
		<u>1,360円</u>	
多目的ルーム	[略]	<u>540円</u>	[略]
		[略]	
		<u>1,360円</u>	
		<u>1,360円</u>	
映像シアター	[略]	<u>540円</u>	[略]
		[略]	
		<u>1,830円</u>	
		<u>910円</u>	
		<u>2,820円</u>	
		<u>1,360円</u>	
		<u>1,360円</u>	
音楽スタジオ	[略]	<u>530円</u>	[略]
		<u>530円</u>	
		<u>730円</u>	
		<u>2,000円</u>	
茶室	[略]	<u>1,080円</u>	

		略]		
セミナー ールーム	AV装置	[ 略]	<u>540円</u>	
アトリ エ・陶 芸	[略]	[ 略]	[略]	[ 略]
	焼窯 (大)		<u>2,120円</u>	
			<u>3,190円</u>	
	焼窯 (小)		<u>1,380円</u>	
			<u>2,120円</u>	
[略]				

(3) その他の附属設備の使用料

名称	単位	使用料	備考
スライド映写機	[	<u>460円</u>	[
液晶映写機	略]	<u>1,860円</u>	略]
[略]		[略]	

備考 [略]

3 東大宮コミュニティセンター

名称	単位	使用料 (1回 につき)	備考
舞台 装置	[ 略]	<u>340円</u>	[ 略]
		[略]	
		<u>340円</u>	
		<u>1,220円</u>	
照明 設備	[ 略]	<u>600円</u>	[ 略]
		<u>600円</u>	
		<u>230円</u>	
		<u>230円</u>	
		<u>600円</u>	
		<u>230円</u>	
		<u>600円</u>	
		<u>230円</u>	
		<u>600円</u>	
音響 ・映 像設 備	[ 略]	<u>1,220円</u>	[ 略]
		<u>600円</u>	
		<u>600円</u>	
		<u>600円</u>	
		<u>1,100円</u>	

		略]		
セミナー ールーム	AV装置	[ 略]	<u>530円</u>	
アトリ エ・陶 芸	[略]	[ 略]	[略]	[ 略]
	焼窯 (大)		<u>2,080円</u>	
			<u>3,130円</u>	
	焼窯 (小)		<u>1,350円</u>	
			<u>2,080円</u>	
[略]				

(3) その他の附属設備の使用料

名称	単位	使用料	備考
スライド映写機	[	<u>450円</u>	[
液晶映写機	略]	<u>1,830円</u>	略]
[略]		[略]	

備考 [略]

3 東大宮コミュニティセンター

名称	単位	使用料 (1回 につき)	備考
舞台 装置	[ 略]	<u>330円</u>	[ 略]
		[略]	
		<u>330円</u>	
		<u>1,200円</u>	
照明 設備	[ 略]	<u>590円</u>	[ 略]
		<u>590円</u>	
		<u>220円</u>	
		<u>220円</u>	
		<u>590円</u>	
		<u>220円</u>	
		<u>590円</u>	
		<u>220円</u>	
		<u>590円</u>	
音響 ・映 像設 備	[ 略]	<u>1,200円</u>	[ 略]
		<u>590円</u>	
		<u>590円</u>	
		<u>590円</u>	
		<u>1,080円</u>	

	データプロジェクター		<u>570円</u>
	オーバーヘッドプロジェクター		<u>570円</u>
[略]			

備考 [略]

4 七里コミュニティセンター

	名称	単位	使用料(1回につき)	備考
舞台装置	[略]	[略]	[略]	[略]
	音響反射板		<u>310円</u>	
	グランドピアノ	1,	<u>150円</u>	
	アップライトピアノ		<u>570円</u>	
	[略]		[略]	
照明・音響・映像	サスペンションスポットライト	[略]	<u>570円</u>	[略]
	[略]		[略]	
	シーリングライト		<u>570円</u>	
	センターピンスポットライト		<u>570円</u>	
	音響装置		<u>570円</u>	
	ビデオプロジェクター200インチ	1,	<u>040円</u>	
	ビデオプロジェクター100インチ		<u>570円</u>	
	データプロジェクター		<u>570円</u>	
	オーバーヘッドプロジェクター		<u>570円</u>	
その他	[略]	[略]	[略]	
	陶芸用電気ろくろ	[略]	<u>520円</u>	
	陶芸用電気窯	3,	<u>140円</u>	
			<u>4,710円</u>	
	[略]			

備考 [略]

5 宮原コミュニティセンター

	名称	単位	使用料(1回につき)	備考
舞台	[略]	[略]	[略]	[略]

	データプロジェクター		<u>560円</u>
	オーバーヘッドプロジェクター		<u>560円</u>
[略]			

備考 [略]

4 七里コミュニティセンター

	名称	単位	使用料(1回につき)	備考
舞台装置	[略]	[略]	[略]	[略]
	音響反射板		<u>300円</u>	
	グランドピアノ	1,	<u>130円</u>	
	アップライトピアノ		<u>560円</u>	
	[略]		[略]	
照明・音響・映像	サスペンションスポットライト	[略]	<u>560円</u>	[略]
	[略]		[略]	
	シーリングライト		<u>560円</u>	
	センターピンスポットライト		<u>560円</u>	
	音響装置		<u>560円</u>	
	ビデオプロジェクター200インチ	1,	<u>020円</u>	
	ビデオプロジェクター100インチ		<u>560円</u>	
	データプロジェクター		<u>560円</u>	
	オーバーヘッドプロジェクター		<u>560円</u>	
その他	[略]	[略]	[略]	
	陶芸用電気ろくろ	[略]	<u>510円</u>	
	陶芸用電気窯	3,	<u>080円</u>	
			<u>4,620円</u>	
	[略]			

備考 [略]

5 宮原コミュニティセンター

	名称	単位	使用料(1回につき)	備考
舞台	[略]	[略]	[略]	[略]



装置	音響反射板	[略]	<u>3 1 0 円</u>	[略]
	グランドピアノ (大)		<u>1, 1 5 0 円</u>	
	グランドピアノ (小)		<u>9 4 0 円</u>	
	[略]		[略]	
照明 ・音 響・ 映像	サスペンション スポットライト	[略]	<u>5 7 0 円</u>	[略]
	アッパーホリゾ ントライト		<u>5 7 0 円</u>	
	ロアーホリゾン トライト		<u>5 7 0 円</u>	
	センターピンス ポットライト		<u>5 7 0 円</u>	
	ボーダーライト		<u>5 7 0 円</u>	
	シーリングライ ト(1)		<u>5 7 0 円</u>	
	シーリングライ ト(2)		<u>5 7 0 円</u>	
	音響装置		<u>5 7 0 円</u>	
	I L A プロジェ クター		<u>1, 0 4 0 円</u>	
	データプロジェ クター		<u>5 7 0 円</u>	
	オーバーヘッド プロジェクター		<u>5 7 0 円</u>	
	映像装置		<u>5 7 0 円</u>	
その 他	[略]	[略]	[略]	
	茶道具	[略]	<u>5 2 0 円</u>	
	陶芸用電気窯		<u>3, 1 4 0 円</u>	
			<u>4, 7 1 0 円</u>	
	[略]			

備考 [略]

6 馬宮コミュニティセンター

	名称	単位	使用料	備考
舞台 装置	[略]	[略]	[略]	[略]
	音響反射板		<u>1, 5 7 0 円</u>	
	グランドピアノ (大)		<u>1, 1 5 0 円</u>	
	グランドピアノ (小)		<u>9 4 0 円</u>	
	[略]		[略]	
照明 ・音	サスペンション ライト	[略]	<u>5 7 0 円</u>	

装置	音響反射板	[略]	<u>3 0 0 円</u>	[略]
	グランドピアノ (大)		<u>1, 1 3 0 円</u>	
	グランドピアノ (小)		<u>9 2 0 円</u>	
	[略]		[略]	
照明 ・音 響・ 映像	サスペンション スポットライト	[略]	<u>5 6 0 円</u>	[略]
	アッパーホリゾ ントライト		<u>5 6 0 円</u>	
	ロアーホリゾン トライト		<u>5 6 0 円</u>	
	センターピンス ポットライト		<u>5 6 0 円</u>	
	ボーダーライト		<u>5 6 0 円</u>	
	シーリングライ ト(1)		<u>5 6 0 円</u>	
	シーリングライ ト(2)		<u>5 6 0 円</u>	
	音響装置		<u>5 6 0 円</u>	
	I L A プロジェ クター		<u>1, 0 2 0 円</u>	
	データプロジェ クター		<u>5 6 0 円</u>	
	オーバーヘッド プロジェクター		<u>5 6 0 円</u>	
	映像装置		<u>5 6 0 円</u>	
その 他	[略]	[略]	[略]	
	茶道具	[略]	<u>5 1 0 円</u>	
	陶芸用電気窯		<u>3, 0 8 0 円</u>	
			<u>4, 6 2 0 円</u>	
	[略]			

備考 [略]

6 馬宮コミュニティセンター

	名称	単位	使用料	備考
舞台 装置	[略]	[略]	[略]	[略]
	音響反射板		<u>1, 5 4 0 円</u>	
	グランドピアノ (大)		<u>1, 1 3 0 円</u>	
	グランドピアノ (小)		<u>9 2 0 円</u>	
	[略]		[略]	
照明 ・音	サスペンション ライト	[略]	<u>5 6 0 円</u>	

響・映像設備	[略]	[略]	[略]	
	ボーダーライト		<u>570円</u>	
	シーリングライト		<u>570円</u>	
	フォローピンスポットライト		<u>570円</u>	
	音響装置		<u>570円</u>	
	ビデオプロジェクター		<u>1,040円</u>	
	データプロジェクター		<u>570円</u>	
	オーバーヘッドプロジェクター		<u>570円</u>	
その他	[略]	[略]	[略]	[略]
	茶道具		<u>1,100円</u>	
	[略]		[略]	
	陶芸用電気窯		<u>3,140円</u>	
	[略]		<u>4,710円</u>	
	[略]		[略]	

備考 [略]  
7 西部文化センター

	名称	単位	使用料	備考
舞台設備	[略]	[略]	[略]	[略]
	グランドピアノ アップライトピアノ		<u>1,100円</u> <u>530円</u>	
照明設備	ボーダーライト	[略]	<u>530円</u>	
	サスペンションライト		<u>530円</u>	
	[略]		[略]	
	シーリングライト		<u>530円</u>	
	フロントサイドライト		<u>530円</u>	
	センターピンスポットライト		<u>530円</u>	
	ミラーボール		<u>530円</u>	
音響・映像設備	音響装置	[略]	<u>530円</u>	[略]
	16ミリ映写機		<u>1,100円</u>	
	ビデオプロジェクター		<u>530円</u>	
	書画カメラ		<u>530円</u>	

響・映像設備	[略]	[略]	[略]	
	ボーダーライト		<u>560円</u>	
	シーリングライト		<u>560円</u>	
	フォローピンスポットライト		<u>560円</u>	
	音響装置		<u>560円</u>	
	ビデオプロジェクター		<u>1,020円</u>	
	データプロジェクター		<u>560円</u>	
	オーバーヘッドプロジェクター		<u>560円</u>	
その他	[略]	[略]	[略]	[略]
	茶道具		<u>1,080円</u>	
	[略]		[略]	
	陶芸用電気窯		<u>3,080円</u>	
	[略]		<u>4,620円</u>	
	[略]		[略]	

備考 [略]  
7 西部文化センター

	名称	単位	使用料	備考
舞台設備	[略]	[略]	[略]	[略]
	グランドピアノ アップライトピアノ		<u>1,080円</u> <u>520円</u>	
照明設備	ボーダーライト	[略]	<u>520円</u>	
	サスペンションライト		<u>520円</u>	
	[略]		[略]	
	シーリングライト		<u>520円</u>	
	フロントサイドライト		<u>520円</u>	
	センターピンスポットライト		<u>520円</u>	
	ミラーボール		<u>520円</u>	
音響・映像設備	音響装置	[略]	<u>520円</u>	[略]
	16ミリ映写機		<u>1,080円</u>	
	ビデオプロジェクター		<u>520円</u>	
	書画カメラ		<u>520円</u>	

	ビデオカメラ [略]		<u>530円</u> [略]
	レーザーカラオケセット		<u>530円</u>
	データプロジェクター		<u>570円</u>
	オーバーヘッドプロジェクター		<u>530円</u>
	ダイレクトプロジェクター		<u>530円</u>
	スライドプロジェクター [略]		<u>530円</u> [略]
	シンセサイザー ドラムセット		<u>530円</u> <u>530円</u>
その他	[略] 茶道具 [略]	[略]	[略] <u>1,100円</u>

備考 [略]

8 与野本町コミュニティセンター

	名称	単位	使用料(1回につき)	備考
音響・映像設備	アップライトピアノ	[略]	<u>540円</u>	[略]
	ビデオプロジェクター		<u>540円</u>	
	スライド映写機		<u>220円</u>	
	レクチャーアンプ		<u>540円</u>	
	カラオケ装置		<u>540円</u>	
	音響装置		<u>570円</u>	
	データプロジェクター		<u>570円</u>	
	オーバーヘッドプロジェクター		<u>570円</u>	
	書画カメラ		<u>530円</u>	
その他	北ロビー展示パネル	[略]	<u>1,100円</u>	[略]
	南ロビー展示パネル		<u>1,100円</u>	
	[略]		[略]	

備考 [略]

9 上峰コミュニティホール

	ビデオカメラ [略]		<u>520円</u> [略]
	レーザーカラオケセット		<u>520円</u>
	データプロジェクター		<u>560円</u>
	オーバーヘッドプロジェクター		<u>520円</u>
	ダイレクトプロジェクター		<u>520円</u>
	スライドプロジェクター [略]		<u>520円</u> [略]
	シンセサイザー ドラムセット		<u>520円</u> <u>520円</u>
その他	[略] 茶道具 [略]	[略]	[略] <u>1,080円</u>

備考 [略]

8 与野本町コミュニティセンター

	名称	単位	使用料(1回につき)	備考
音響・映像設備	アップライトピアノ	[略]	<u>530円</u>	[略]
	ビデオプロジェクター		<u>530円</u>	
	スライド映写機		<u>210円</u>	
	レクチャーアンプ		<u>530円</u>	
	カラオケ装置		<u>530円</u>	
	音響装置		<u>560円</u>	
	データプロジェクター		<u>560円</u>	
	オーバーヘッドプロジェクター		<u>560円</u>	
	書画カメラ		<u>520円</u>	
その他	北ロビー展示パネル	[略]	<u>1,080円</u>	[略]
	南ロビー展示パネル		<u>1,080円</u>	
	[略]		[略]	

備考 [略]

9 上峰コミュニティホール

名称	単位	使用料（1回につき）	備考
映像設備	データプロジェクター	[ <u>570円</u> ]	
	オーバーヘッドプロジェクター	<u>570円</u>	
[略]			

備考 [略]

10 西与野コミュニティホール

名称	単位	使用料（1回につき）	備考
音響・映像設備	ミキサー	[ <u>1,100円</u> ]	[略]
	アップライトピアノ	<u>540円</u>	
	音響装置	<u>570円</u>	
	データプロジェクター	<u>570円</u>	
	オーバーヘッドプロジェクター	<u>570円</u>	
[略]			

備考 [略]

11 下落合コミュニティセンター

名称	単位	使用料（1回につき）	備考
音響・映像設備・その他	音響装置	[ <u>570円</u> ]	[略]
	データプロジェクター	<u>570円</u>	
	オーバーヘッドプロジェクター	<u>570円</u>	
	書画カメラ	<u>530円</u>	
	[略]	[略]	
	可動式展示パネル	<u>1,100円</u>	
	[略]	[略]	

備考 [略]

12 高鼻コミュニティセンター

名称	単位	使用料（1回につき）	備考
音響・映像設備・その他	音響装置	[ <u>570円</u> ]	[略]
	データプロジェクター	<u>570円</u>	
	オーバーヘッドプロジェクター	<u>570円</u>	
	ダイレクトプロ	<u>570円</u>	

名称	単位	使用料（1回につき）	備考
映像設備	データプロジェクター	[ <u>560円</u> ]	
	オーバーヘッドプロジェクター	<u>560円</u>	
[略]			

備考 [略]

10 西与野コミュニティホール

名称	単位	使用料（1回につき）	備考
音響・映像設備	ミキサー	[ <u>1,080円</u> ]	[略]
	アップライトピアノ	<u>530円</u>	
	音響装置	<u>560円</u>	
	データプロジェクター	<u>560円</u>	
	オーバーヘッドプロジェクター	<u>560円</u>	
[略]			

備考 [略]

11 下落合コミュニティセンター

名称	単位	使用料（1回につき）	備考
音響・映像設備・その他	音響装置	[ <u>560円</u> ]	[略]
	データプロジェクター	<u>560円</u>	
	オーバーヘッドプロジェクター	<u>560円</u>	
	書画カメラ	<u>520円</u>	
	[略]	[略]	
	可動式展示パネル	<u>1,080円</u>	
	[略]	[略]	

備考 [略]

12 高鼻コミュニティセンター

名称	単位	使用料（1回につき）	備考
音響・映像設備・その他	音響装置	[ <u>560円</u> ]	[略]
	データプロジェクター	<u>560円</u>	
	オーバーヘッドプロジェクター	<u>560円</u>	
	ダイレクトプロ	<u>560円</u>	

	ジェクター [略]		[略]	
--	--------------	--	-----	--

備考 [略]

1 3 コミュニティセンターいわつき

	名称	単位	使用料 (1回につき)	備考			
舞台装置	[略] アップライトピアノ [略]	[略]	[略] <u>5 3 0 円</u> [略]	[略]			
	照明・音響・映像	[略] 音響装置 [略] 電子ピアノ	[略]	[略] <u>5 3 0 円</u> [略] <u>5 3 0 円</u>	[略]		
1 6 ミリ映写機 [略]		<u>1, 1 0 0 円</u> [略]					
データプロジェクター		<u>5 7 0 円</u>					
オーバーヘッドプロジェクター		<u>5 3 0 円</u>					
スライドプロジェクター		<u>5 3 0 円</u>					
書画カメラ		<u>5 3 0 円</u>					
その他		[略] 茶道具 [略]		[略]		[略] <u>5 2 0 円</u> [略]	[略]

備考 [略]

1 4 岩槻駅東口コミュニティセンター

	名称	単位	使用料 (1回につき)	備考
舞台装置	[略] グランドピアノ アップライトピアノ	[略]	[略] <u>1, 1 0 0 円</u> <u>5 3 0 円</u>	[略]
	照明・音響・映像	音響・照明装置	[略]	<u>7 4 0 円</u>
音響装置		<u>5 3 0 円</u>		
[略] ドラムセット		[略] <u>5 3 0 円</u>		
[略] キーボード		[略] <u>5 3 0 円</u>		
1 6 ミリ映写機		<u>1, 1 0 0 円</u>		
ビデオプロジェクター		<u>1, 0 4 0 円</u>		

	ジェクター [略]		[略]	
--	--------------	--	-----	--

備考 [略]

1 3 コミュニティセンターいわつき

	名称	単位	使用料 (1回につき)	備考			
舞台装置	[略] アップライトピアノ [略]	[略]	[略] <u>5 2 0 円</u> [略]	[略]			
	照明・音響・映像	[略] 音響装置 [略] 電子ピアノ	[略]	[略] <u>5 2 0 円</u> [略] <u>5 2 0 円</u>	[略]		
1 6 ミリ映写機 [略]		<u>1, 0 8 0 円</u> [略]					
データプロジェクター		<u>5 6 0 円</u>					
オーバーヘッドプロジェクター		<u>5 2 0 円</u>					
スライドプロジェクター		<u>5 2 0 円</u>					
書画カメラ		<u>5 2 0 円</u>					
その他		[略] 茶道具 [略]		[略]		[略] <u>5 1 0 円</u> [略]	[略]

備考 [略]

1 4 岩槻駅東口コミュニティセンター

	名称	単位	使用料 (1回につき)	備考
舞台装置	[略] グランドピアノ アップライトピアノ	[略]	[略] <u>1, 0 8 0 円</u> <u>5 2 0 円</u>	[略]
	照明・音響・映像	音響・照明装置	[略]	<u>7 3 0 円</u>
音響装置		<u>5 2 0 円</u>		
[略] ドラムセット		[略] <u>5 2 0 円</u>		
[略] キーボード		[略] <u>5 2 0 円</u>		
1 6 ミリ映写機		<u>1, 0 8 0 円</u>		
ビデオプロジェクター		<u>1, 0 2 0 円</u>		

	ポータブルビデオ プロジェクター		<u>530円</u>	
	[略]		[略]	
	オーバーヘッド プロジェクター		<u>570円</u>	
	書画カメラ		<u>530円</u>	
その他	陶芸用電気ろくろ	[略]	<u>520円</u>	[略]
	七宝焼用電気窯		<u>520円</u>	
	陶芸用電気窯		<u>3,140円</u>	
	[略]		<u>4,710円</u>	
	[略]		[略]	
	可動式展示パネル		<u>1,100円</u>	
	[略]		[略]	

備考 [略]

15 ふれあいプラザいわつき

名称	単位	使用料(1回につき)	備考
[略]	[略]	[略]	[略]
カラオケ装置	[略]	<u>530円</u>	[略]
[略]		[略]	
データプロジェクター		<u>570円</u>	
オーバーヘッドプロジェクター		<u>570円</u>	
[略]		[略]	

備考 [略]

16 プラザウエスト

(1) ホールの附属設備の使用料

名称	単位	使用料	備考
講演台	[略]	<u>550円</u>	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
ステージ台		<u>1,100円</u>	
金びょうぶ(6曲式)		<u>930円</u>	
地がすり		<u>930円</u>	
[略]		[略]	
音響反射板		<u>3,310円</u>	
[略]		[略]	
バレエ用シート		<u>930円</u>	
音響 Aセッ	[略]	[略]	[略]
		<u>4,400円</u>	

	ポータブルビデオ プロジェクター		<u>520円</u>	
	[略]		[略]	
	オーバーヘッド プロジェクター		<u>560円</u>	
	書画カメラ		<u>520円</u>	
その他	陶芸用電気ろくろ	[略]	<u>510円</u>	[略]
	七宝焼用電気窯		<u>510円</u>	
	陶芸用電気窯		<u>3,080円</u>	
	[略]		<u>4,620円</u>	
	[略]		[略]	
	可動式展示パネル		<u>1,080円</u>	
	[略]		[略]	

備考 [略]

15 ふれあいプラザいわつき

名称	単位	使用料(1回につき)	備考
[略]	[略]	[略]	[略]
カラオケ装置	[略]	<u>520円</u>	[略]
[略]		[略]	
データプロジェクター		<u>560円</u>	
オーバーヘッドプロジェクター		<u>560円</u>	
[略]		[略]	

備考 [略]

16 プラザウエスト

(1) ホールの附属設備の使用料

名称	単位	使用料	備考
講演台	[略]	<u>540円</u>	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
ステージ台		<u>1,080円</u>	
金びょうぶ(6曲式)		<u>910円</u>	
地がすり		<u>910円</u>	
[略]		[略]	
音響反射板		<u>3,250円</u>	
[略]		[略]	
バレエ用シート		<u>910円</u>	
音響 Aセッ	[略]	[略]	[略]
		<u>4,320円</u>	

設備	ト	[略]	[略]	
	Bセット	[略]	[略]	<u>7,920円</u>
	ト	[略]	[略]	
	Cセット	[略]	[略]	<u>11,310円</u>
	ト	[略]	[略]	
	マイクロホン	[略]	[略]	<u>1,120円</u>
	[略]	[略]	[略]	[略]
	ワイヤレスマイク装置			<u>1,860円</u>
	3点づりマイク装置			<u>540円</u>
ステージスピーカー			<u>930円</u>	
はね返りスピーカー			<u>930円</u>	
残響付加装置			<u>1,860円</u>	
副調整卓			<u>2,790円</u>	
照明設備	Aセット	[略]	[略]	<u>4,400円</u>
	ト	[略]	[略]	
	Bセット	[略]	[略]	<u>10,500円</u>
	ト	[略]	[略]	
	Cセット	[略]	[略]	<u>19,170円</u>
	ト	[略]	[略]	
	ボーダーライト	[略]	[略]	<u>930円</u>
	アップパーホリゾン	[略]	[略]	<u>930円</u>
	トライト			
	ロアーホリゾン			<u>930円</u>
	トライト			
	音響反射板ライト			<u>930円</u>
	ト			
フォローピンス			<u>1,390円</u>	
ポットライト				
スポットライト			<u>260円</u>	
(1キロワット未満)				
[略]	[略]	[略]	[略]	
リモコンライト			<u>1,120円</u>	
ストリップライト			<u>630円</u>	
(12灯)				
プロジェクター			<u>1,120円</u>	
スポット				
スパイラルマシン			<u>550円</u>	
ン				
ディスクマシン			<u>550円</u>	

設備	ト	[略]	[略]	
	Bセット	[略]	[略]	<u>7,770円</u>
	ト	[略]	[略]	
	Cセット	[略]	[略]	<u>11,100円</u>
	ト	[略]	[略]	
	マイクロホン	[略]	[略]	<u>1,100円</u>
	[略]	[略]	[略]	[略]
	ワイヤレスマイク装置			<u>1,830円</u>
	3点づりマイク装置			<u>530円</u>
ステージスピーカー			<u>910円</u>	
はね返りスピーカー			<u>910円</u>	
残響付加装置			<u>1,830円</u>	
副調整卓			<u>2,740円</u>	
照明設備	Aセット	[略]	[略]	<u>4,320円</u>
	ト	[略]	[略]	
	Bセット	[略]	[略]	<u>10,310円</u>
	ト	[略]	[略]	
	Cセット	[略]	[略]	<u>18,820円</u>
	ト	[略]	[略]	
	ボーダーライト	[略]	[略]	<u>910円</u>
	アップパーホリゾン	[略]	[略]	<u>910円</u>
	トライト			
	ロアーホリゾン			<u>910円</u>
	トライト			
	音響反射板ライト			<u>910円</u>
	ト			
フォローピンス			<u>1,360円</u>	
ポットライト				
スポットライト			<u>250円</u>	
(1キロワット未満)				
[略]	[略]	[略]	[略]	
リモコンライト			<u>1,100円</u>	
ストリップライト			<u>620円</u>	
(12灯)				
プロジェクター			<u>1,100円</u>	
スポット				
スパイラルマシン			<u>540円</u>	
ン				
ディスクマシン			<u>540円</u>	

	副調光卓 [略]		1, 860円 [略]	
	ミラーボール [略]		550円 [略]	
その他	グランドピアノ スクリーン	[略]	3, 840円 930円	[略]

(2) 第1リハーサル室、第1楽屋、多目的ルーム、音楽スタジオ、和室、陶芸アトリエ及びギャラリーの附属設備の使用料

名称	単位	使用料	備考
第1リハーサル室	[略]	2, 200円	[略]
第1楽屋	[略]	1, 390円	[略]
多目的ルーム	[略]	550円 [略]	[略]
		1, 390円	
		1, 390円	
音楽スタジオ	[略]	540円 540円 740円 1, 930円 1, 780円	[略]
和室	[略]	1, 100円	
陶芸アトリエ	[略]	[略] 2, 120円 3, 190円 1, 380円 2, 120円	[略]
[略]			

(3) その他の附属設備の使用料

名称	単位	使用料	備考
16ミリ映写機	[略]	1, 100円	[略]
スライド映写機	[略]	460円	[略]
マルチプロジェクター		830円	
[略]		[略]	

備考 [略]

17 大宮工房館

	副調光卓 [略]		1, 830円 [略]	
	ミラーボール [略]		540円 [略]	
その他	グランドピアノ スクリーン	[略]	3, 770円 910円	[略]

(2) 第1リハーサル室、第1楽屋、多目的ルーム、音楽スタジオ、和室、陶芸アトリエ及びギャラリーの附属設備の使用料

名称	単位	使用料	備考
第1リハーサル室	[略]	2, 160円	[略]
第1楽屋	[略]	1, 360円	[略]
多目的ルーム	[略]	540円 [略]	[略]
		1, 360円	
		1, 360円	
音楽スタジオ	[略]	530円 530円 730円 1, 900円 1, 740円	[略]
和室	[略]	1, 080円	
陶芸アトリエ	[略]	[略] 2, 080円 3, 130円 1, 350円 2, 080円	[略]
[略]			

(3) その他の附属設備の使用料

名称	単位	使用料	備考
16ミリ映写機	[略]	1, 080円	[略]
スライド映写機	[略]	450円	[略]
マルチプロジェクター		820円	
[略]		[略]	

備考 [略]

17 大宮工房館



名称	単位	使用料（1回につき）	備考
舞台・音響設備・その他	[略]	講演台	[略]
		拡声装置	520円
		データプロジェクター	1,570円
		オーバーヘッドプロジェクター	570円
		七宝焼用電気窯	570円
		陶芸用電気ろくろ	520円
		陶芸用電気窯（大）	4,190円
		陶芸用電気窯（小）	6,280円
		[略]	2,090円
[略]	3,140円		
[略]	[略]	[略]	

備考 [略]

18 片柳コミュニティセンター

名称	単位	使用料（1回につき）	備考
舞台設備	[略]	[略]	[略]
		音響反射板	310円
		グランドピアノ	1,100円
		[略]	[略]
照明設備	[略]	サスペンションライト	230円
		[略]	[略]
		ボーダーライト	530円
		シーリングライト	530円
		フォローピンスポットライト	570円
音響設備	[略]	音響装置	530円
		電子ピアノ	530円
		アップライトピアノ	530円
		シンセサイザー	530円
		[略]	[略]
ドラムセット	530円		
映像	[略]	DLPプロジェ	1,040円

名称	単位	使用料（1回につき）	備考
舞台・音響設備・その他	[略]	講演台	[略]
		拡声装置	510円
		データプロジェクター	1,540円
		オーバーヘッドプロジェクター	560円
		七宝焼用電気窯	560円
		陶芸用電気ろくろ	510円
		陶芸用電気窯（大）	4,110円
		陶芸用電気窯（小）	6,170円
		[略]	2,050円
[略]	3,080円		
[略]	[略]	[略]	

備考 [略]

18 片柳コミュニティセンター

名称	単位	使用料（1回につき）	備考
舞台設備	[略]	[略]	[略]
		音響反射板	300円
		グランドピアノ	1,080円
		[略]	[略]
照明設備	[略]	サスペンションライト	220円
		[略]	[略]
		ボーダーライト	520円
		シーリングライト	520円
		フォローピンスポットライト	560円
音響設備	[略]	音響装置	520円
		電子ピアノ	520円
		アップライトピアノ	520円
		シンセサイザー	520円
		[略]	[略]
ドラムセット	520円		
映像	[略]	DLPプロジェ	1,020円

設備	クター ビデオプロジェクター データプロジェクター オーバーヘッドプロジェクター 書画カメラ	略]		略]
			<u>530円</u>	
			<u>570円</u>	
			<u>530円</u>	
			<u>530円</u>	
その他	[略] 茶道具 [略] 陶芸用電気ろくろ 陶芸用電気窯 [略]	[略]	[略] <u>520円</u> [略] <u>520円</u> <u>3,140円</u> <u>4,710円</u> [略]	[略]

備考 [略]

19 浦和コミュニティセンター

	名称	単位	使用料(1回につき)	備考
舞台設備	[略] 音響反射板 [略] フルコンサート グランドピアノ	[略]	[略] <u>310円</u> [略] <u>3,840円</u>	[略]
照明設備	ボーダーライト [略] サスペンション ライト シーリングライ ト フロントサイド ライト	[略]	<u>530円</u> [略] <u>230円</u> <u>530円</u> <u>530円</u>	
音響設備	音響装置 [略] セミコンサート グランドピアノ グランドピアノ 電子ピアノ シンセサイザー [略] ドラムセット	[略]	<u>530円</u> [略] <u>2,200円</u> <u>1,100円</u> <u>530円</u> <u>530円</u> [略] <u>530円</u>	[略]
映像	DLPプロジェ	[	<u>1,040円</u>	[

設備	クター ビデオプロジェクター データプロジェクター オーバーヘッドプロジェクター 書画カメラ	略]		略]
			<u>520円</u>	
			<u>560円</u>	
			<u>520円</u>	
			<u>520円</u>	
その他	[略] 茶道具 [略] 陶芸用電気ろくろ 陶芸用電気窯 [略]	[略]	[略] <u>510円</u> [略] <u>510円</u> <u>3,080円</u> <u>4,620円</u> [略]	[略]

備考 [略]

19 浦和コミュニティセンター

	名称	単位	使用料(1回につき)	備考
舞台設備	[略] 音響反射板 [略] フルコンサート グランドピアノ	[略]	[略] <u>300円</u> [略] <u>3,770円</u>	[略]
照明設備	ボーダーライト [略] サスペンション ライト シーリングライ ト フロントサイド ライト	[略]	<u>520円</u> [略] <u>220円</u> <u>520円</u> <u>520円</u>	
音響設備	音響装置 [略] セミコンサート グランドピアノ グランドピアノ 電子ピアノ シンセサイザー [略] ドラムセット	[略]	<u>520円</u> [略] <u>2,160円</u> <u>1,080円</u> <u>520円</u> <u>520円</u> [略] <u>520円</u>	[略]
映像	DLPプロジェ	[	<u>1,020円</u>	[

設備	クター	略]		略]
	プロジェクター		<u>570円</u>	
	オーバーヘッド プロジェクター		<u>530円</u>	
	書画カメラ		<u>530円</u>	
[略]				

備考 [略]

20 プラザノース

(1) ホールの附属設備の使用料

	名称	単位	使用料 (1回 につき)	備考
舞台 装置	講演台	[	<u>550円</u>	[
	[略]	略]	[略]	略]
	びょうぶ		<u>930円</u>	
	地がすり		<u>930円</u>	
	[略]		[略]	
	音響反射板		3, <u>310円</u>	
	所作台		2, <u>320円</u>	
	松羽目		<u>550円</u>	
	[略]		[略]	
	バレエ用シート		<u>930円</u>	
	紗幕		<u>550円</u>	
音響 設備	Aセット	[略]	[	<u>4,400円</u>
	ト	略]		
	Bセット	[略]	[	<u>7,920円</u>
	ト	略]		
	Cセット	[略]	[	<u>11,310</u>
	ト	略]		円
	マイクロホン	[	<u>1,120円</u>	[
	[略]	略]	[略]	略]
ワイヤレスマイ ク装置		1, <u>860円</u>		
3点づりマイク 装置		<u>540円</u>		
ステージスピー カー		<u>930円</u>		
はね返りスピー カー		<u>930円</u>		
残響付加装置		1, <u>860円</u>		
副調整卓		2, <u>790円</u>		
照明 設備	Aセット	[略]	[	<u>4,400円</u>
	ト	略]		
	Bセット	[略]	[	<u>10,500</u>

設備	クター	略]		略]
	プロジェクター		<u>560円</u>	
	オーバーヘッド プロジェクター		<u>520円</u>	
	書画カメラ		<u>520円</u>	
[略]				

備考 [略]

20 プラザノース

(1) ホールの附属設備の使用料

	名称	単位	使用料 (1回 につき)	備考
舞台 装置	講演台	[	<u>540円</u>	[
	[略]	略]	[略]	略]
	びょうぶ		<u>910円</u>	
	地がすり		<u>910円</u>	
	[略]		[略]	
	音響反射板		3, <u>250円</u>	
	所作台		2, <u>280円</u>	
	松羽目		<u>540円</u>	
	[略]		[略]	
	バレエ用シート		<u>910円</u>	
	紗幕		<u>540円</u>	
音響 設備	Aセット	[略]	[	<u>4,320円</u>
	ト	略]		
	Bセット	[略]	[	<u>7,770円</u>
	ト	略]		
	Cセット	[略]	[	<u>11,100</u>
	ト	略]		円
	マイクロホン	[	<u>1,100円</u>	[
	[略]	略]	[略]	略]
ワイヤレスマイ ク装置		1, <u>830円</u>		
3点づりマイク 装置		<u>530円</u>		
ステージスピー カー		<u>910円</u>		
はね返りスピー カー		<u>910円</u>		
残響付加装置		1, <u>830円</u>		
副調整卓		2, <u>740円</u>		
照明 設備	Aセット	[略]	[	<u>4,320円</u>
	ト	略]		
	Bセット	[略]	[	<u>10,310</u>

ト		略]	円	
Cセット	[略]	[	<u>19,170</u>	
ト		略]	円	
フットライト		[	<u>550円</u>	[
ボーダーライト		略]	<u>930円</u>	略]
アッパーホリゾン トライト			<u>930円</u>	
ロアーホリゾン トライト			<u>930円</u>	
音響反射板ライ ト			<u>930円</u>	
フォローピンス ポットライト			<u>1,390円</u>	
スポットライト (1キロワット 未満)			<u>260円</u>	
[略]			[略]	
ストリップライ ト			<u>630円</u>	
プロジェクター スポット			<u>1,120円</u>	
スパイラルマシ ン			<u>550円</u>	
ディスクマシン			<u>550円</u>	
波マシン			<u>550円</u>	
副調光卓			<u>1,860円</u>	
[略]			[略]	
ミラーボール			<u>550円</u>	
[略]			[略]	
星球			<u>2,320円</u>	
その他	グランドピアノ	[	<u>6,530円</u>	[
	書画カメラ	略]	<u>1,120円</u>	略]
	スクリーン		<u>930円</u>	

(2) リハーサル室、音楽スタジオ、多目的ルーム、和室、陶芸アトリエ及びノースギャラリーの附属設備の使用料

名称	単位	使用料(1回につき)	備考
リハーサル室及び音楽スタジオ	[略]	<u>1,860円</u>	[略]
		<u>1,390円</u>	
		<u>540円</u>	
		<u>540円</u>	

ト		略]	円	
Cセット	[略]	[	<u>18,820</u>	
ト		略]	円	
フットライト		[	<u>540円</u>	[
ボーダーライト		略]	<u>910円</u>	略]
アッパーホリゾン トライト			<u>910円</u>	
ロアーホリゾン トライト			<u>910円</u>	
音響反射板ライ ト			<u>910円</u>	
フォローピンス ポットライト			<u>1,360円</u>	
スポットライト (1キロワット 未満)			<u>250円</u>	
[略]			[略]	
ストリップライ ト			<u>620円</u>	
プロジェクター スポット			<u>1,100円</u>	
スパイラルマシ ン			<u>540円</u>	
ディスクマシン			<u>540円</u>	
波マシン			<u>540円</u>	
副調光卓			<u>1,830円</u>	
[略]			[略]	
ミラーボール			<u>540円</u>	
[略]			[略]	
星球			<u>2,280円</u>	
その他	グランドピアノ	[	<u>6,410円</u>	[
	書画カメラ	略]	<u>1,100円</u>	略]
	スクリーン		<u>910円</u>	

(2) リハーサル室、音楽スタジオ、多目的ルーム、和室、陶芸アトリエ及びノースギャラリーの附属設備の使用料

名称	単位	使用料(1回につき)	備考
リハーサル室及び音楽スタジオ	[略]	<u>1,830円</u>	[略]
		<u>1,360円</u>	
		<u>530円</u>	
		<u>530円</u>	

	ドラムセット		<u>740円</u>	
	エレクトリックピアノ		<u>1,930円</u>	
	音響セット		<u>1,780円</u>	
多目的 ルーム	講演台 [略]	[略]	<u>550円</u> [略]	[略]
	びょうぶ [略]		<u>930円</u> [略]	
	拡声装置		<u>1,390円</u>	
	AV装置 [略]		<u>1,390円</u> [略]	
	ストリップライト		<u>310円</u>	
	ピンスポット ライト		<u>570円</u>	
	グランドピアノ		<u>1,860円</u>	
和室	[略] 茶道具	[略]	[略] <u>1,100円</u>	
陶芸ア トリエ	[略] 焼窯 (大)	[略]	[略] <u>2,120円</u>	[略]
			<u>3,190円</u>	
	焼窯 (小)		<u>1,380円</u>	
			<u>2,120円</u>	
ノース ギャラリー	[略] 拡声装置	[略]	[略] <u>1,860円</u>	

(3) その他の附属設備の使用料

名称	単位	使用料 (1回につき)	備考
スライド映写機	[略]	<u>460円</u>	[略]
プロジェクター	[略]	<u>570円</u>	[略]
書画カメラ		<u>830円</u>	
[略]		[略]	

備考 [略]

21 日進公園コミュニティセンター

名称	単位	使用料 (1回につき)	備考
音響・映 像設 備・ その	[略]	<u>530円</u> [略]	[略]
アップライトピアノ		<u>570円</u>	
データプロジェクター		<u>570円</u>	

	ドラムセット		<u>730円</u>	
	エレクトリックピアノ		<u>1,900円</u>	
	音響セット		<u>1,740円</u>	
多目的 ルーム	講演台 [略]	[略]	<u>540円</u> [略]	[略]
	びょうぶ [略]		<u>910円</u> [略]	
	拡声装置		<u>1,360円</u>	
	AV装置 [略]		<u>1,360円</u> [略]	
	ストリップライト		<u>300円</u>	
	ピンスポット ライト		<u>560円</u>	
	グランドピアノ		<u>1,830円</u>	
和室	[略] 茶道具	[略]	[略] <u>1,080円</u>	
陶芸ア トリエ	[略] 焼窯 (大)	[略]	[略] <u>2,080円</u>	[略]
			<u>3,130円</u>	
	焼窯 (小)		<u>1,350円</u>	
			<u>2,080円</u>	
ノース ギャラリー	[略] 拡声装置	[略]	[略] <u>1,830円</u>	

(3) その他の附属設備の使用料

名称	単位	使用料 (1回につき)	備考
スライド映写機	[略]	<u>450円</u>	[略]
プロジェクター	[略]	<u>560円</u>	[略]
書画カメラ		<u>820円</u>	
[略]		[略]	

備考 [略]

21 日進公園コミュニティセンター

名称	単位	使用料 (1回につき)	備考
音響・映 像設 備・ その	[略]	<u>520円</u> [略]	[略]
アップライトピアノ		<u>560円</u>	
データプロジェクター		<u>560円</u>	

他	書画カメラ		<u>530円</u>	
	[略]		[略]	
	茶道具		<u>520円</u>	
	[略]		[略]	

備考 [略]

22 武蔵浦和コミュニティセンター

	名称	単位	使用料(1回につき)	備考
舞台 設備	[略]	[略]	[略]	[略]
	セミコンサート グランドピアノ (ホール用)		<u>2,930円</u>	
照明 設備	ボーダーライト	[略]	<u>530円</u>	
	[略]		[略]	
	センターピンス ポットライト		<u>530円</u>	
	サスペンション ライト		<u>230円</u>	
	シーリングライ ト		<u>530円</u>	
	フロントサイド ライト		<u>530円</u>	
音響 設備	音響装置	[略]	<u>530円</u>	[略]
	[略]		[略]	
	セミコンサート グランドピアノ		<u>2,200円</u>	
	グランドピアノ		<u>1,100円</u>	
	アップライトピ アノ		<u>530円</u>	
	シンセサイザー		<u>530円</u>	
	[略]		[略]	
	ドラムセット		<u>530円</u>	
映像 設備	DLPプロジェ クター	[略]	<u>1,040円</u>	
	データプロジェ クター		<u>570円</u>	
	書画カメラ		<u>530円</u>	
	[略]			

備考 [略]

23 美園コミュニティセンター

	名称	単位	使用料(1回につき)	備考
舞台	[略]	[略]	[略]	[略]

他	書画カメラ		<u>520円</u>	
	[略]		[略]	
	茶道具		<u>510円</u>	
	[略]		[略]	

備考 [略]

22 武蔵浦和コミュニティセンター

	名称	単位	使用料(1回につき)	備考
舞台 設備	[略]	[略]	[略]	[略]
	セミコンサート グランドピアノ (ホール用)		<u>2,870円</u>	
照明 設備	ボーダーライト	[略]	<u>520円</u>	
	[略]		[略]	
	センターピンス ポットライト		<u>520円</u>	
	サスペンション ライト		<u>220円</u>	
	シーリングライ ト		<u>520円</u>	
	フロントサイド ライト		<u>520円</u>	
音響 設備	音響装置	[略]	<u>520円</u>	[略]
	[略]		[略]	
	セミコンサート グランドピアノ		<u>2,160円</u>	
	グランドピアノ		<u>1,080円</u>	
	アップライトピ アノ		<u>520円</u>	
	シンセサイザー		<u>520円</u>	
	[略]		[略]	
	ドラムセット		<u>520円</u>	
映像 設備	DLPプロジェ クター	[略]	<u>1,020円</u>	
	データプロジェ クター		<u>560円</u>	
	書画カメラ		<u>520円</u>	
	[略]			

備考 [略]

23 美園コミュニティセンター

	名称	単位	使用料(1回につき)	備考
舞台	[略]	[略]	[略]	[略]

設備	スクリーン [略]	略]	<u>340円</u> [略]	略]	設備	スクリーン [略]	略]	<u>330円</u> [略]	略]
照明 設備	ボーダーライト [略]	[ 略]	<u>530円</u> [略]		照明 設備	ボーダーライト [略]	[ 略]	<u>520円</u> [略]	
	サスペンション ライト		<u>230円</u>			サスペンション ライト		<u>220円</u>	
	シーリングライ ト		<u>530円</u>			シーリングライ ト		<u>520円</u>	
音響 設備	音響装置 [略]	[ 略]	<u>530円</u> [略]	[ 略]	音響 設備	音響装置 [略]	[ 略]	<u>520円</u> [略]	[ 略]
	グランドピアノ		<u>1,100円</u>			グランドピアノ		<u>1,080円</u>	
	アップライトピ アノ		<u>530円</u>			アップライトピ アノ		<u>520円</u>	
	シンセサイザー [略]		<u>530円</u> [略]			シンセサイザー [略]		<u>520円</u> [略]	
	ドラムセット		<u>530円</u>			ドラムセット		<u>520円</u>	
映像 設備	ビデオプロジェ クター	[ 略]	<u>1,040円</u>		映像 設備	ビデオプロジェ クター	[ 略]	<u>1,020円</u>	
	データプロジェ クター		<u>570円</u>			データプロジェ クター		<u>560円</u>	
	書画カメラ		<u>530円</u>			書画カメラ		<u>520円</u>	
その 他	[略] 茶道具	[ 略]	[略] <u>520円</u>	[ 略]	その 他	[略] 茶道具	[ 略]	[略] <u>510円</u>	[ 略]
	[略]		[略]			[略]			
備考	[略]				備考	[略]			

## 附 則

### (施行期日)

- この規則は、令和元年10月1日から施行する。

### (経過措置)

- この規則による改正後のさいたま市コミュニティ施設条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の附属設備の利用に係る利用料金で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前の附属設備の利用に係る利用料金で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後の附属設備の利用に係る利用料金で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

さいたま市規則第4号

さいたま市市民活動サポートセンター条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市市民活動サポートセンター条例施行規則（平成19年さいたま市規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表（第13条関係）					別表（第13条関係）				
名称	単位	使用料		備考	名称	単位	使用料		備考
		利用時間内で貸し出す場合	利用時間を 超えて貸し 出す場合				利用時間内で貸し出す場合	利用時間を 超えて貸し 出す場合	
		3時間まで ごとに	1日までご とに				3時間まで ごとに	1日までご とに	
データプロジェクター	[略]	[略]	<u>1,670 円</u>	[略]	データプロジェクター	[略]	[略]	<u>1,640 円</u>	[略]
オーバーヘッドプロジェクター			<u>1,670 円</u>		オーバーヘッドプロジェクター			<u>1,640 円</u>	
移動式スクリーン			<u>620 円</u>		移動式スクリーン			<u>610 円</u>	
ビデオ一体型DVDプレーヤー			<u>1,670 円</u>		ビデオ一体型DVDプレーヤー			<u>1,640 円</u>	
ブルーレイディスクプレーヤー			<u>1,670 円</u>		ブルーレイディスクプレーヤー			<u>1,640 円</u>	
[略]			[略]		[略]			[略]	
備考 [略]					備考 [略]				

附 則



(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市市民活動サポートセンター条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の貸出機材の利用に係る使用料で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前の貸出機材の利用に係る使用料で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後の貸出機材の利用に係る使用料で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

## さいたま市規則第5号

### さいたま市下水道条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市下水道条例施行規則（平成13年さいたま市規則第230号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(公益上必要と認める業種) 第15条 [略] 2 前項の業種に係る使用料は、使用水量に1立方メートル当たり18円を乗じて算定して得た額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額とする。この場合において、当該算定して得た額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。	(公益上必要と認める業種) 第15条 [略] 2 前項の業種に係る使用料は、使用水量に1立方メートル当たり18円を乗じて算定して得た額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。この場合において、当該算定して得た額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している下水道の使用で施行日から令和元年10月31日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するもの（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後であるもの（以下「特定使用」という。）にあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料の額を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から令和元年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分（以下「特定使用に係る部分」という。））の当該確定した使用料（特定使用に

あつては、当該確定した使用料のうち当該特定使用に係る部分に対応する部分に限る。)に係るこの規則による改正後のさいたま市下水道条例施行規則第15条第2項の規定の適用については、なお従前の例による。

- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

さいたま市規則第6号

さいたま市市税条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市市税条例施行規則（平成13年さいたま市規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(市長の権限の委任)</p> <p>第2条の2 [略]</p> <p>2 前項ただし書に規定する事務は、次に掲げる事務とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>条例第24条の2第1項第1号イ又はウの規定による指定に関すること。</u></p> <p>(7)～(9) [略]</p> <p style="text-align: center;">(申告等の特例)</p> <p>第2条の5 法、令、条例及びこの規則の規定により、納税者、特別徴収義務者等が市長に対して行う申告、申請、請求その他書類の提出については、次に掲げるものを除き、第2条の3に規定する所管区の区長に対して行うものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>条例第24条の2第1項第1号イ又はウの規定による指定に関するもの</u></p> <p>(6) [略]</p> <p style="text-align: center;">(指定法人等の指定)</p> <p>第12条 <u>条例第24条の2第1項第1号イ</u>の規定による指定（以下「指定法人等の指定」という。）を受けようとする法人又は団体は、次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p style="text-align: center;">(指定支出金の指定)</p>	<p style="text-align: center;">(市長の権限の委任)</p> <p>第2条の2 [略]</p> <p>2 前項ただし書に規定する事務は、次に掲げる事務とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>条例第24条の2第1項第3号イ又はウの規定による指定に関すること。</u></p> <p>(7)～(9) [略]</p> <p style="text-align: center;">(申告等の特例)</p> <p>第2条の5 法、令、条例及びこの規則の規定により、納税者、特別徴収義務者等が市長に対して行う申告、申請、請求その他書類の提出については、次に掲げるものを除き、第2条の3に規定する所管区の区長に対して行うものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>条例第24条の2第1項第3号イ又はウの規定による指定に関するもの</u></p> <p>(6) [略]</p> <p style="text-align: center;">(指定法人等の指定)</p> <p>第12条 <u>条例第24条の2第1項第3号イ</u>の規定による指定（以下「指定法人等の指定」という。）を受けようとする法人又は団体は、次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2～6 [略]</p> <p style="text-align: center;">(指定支出金の指定)</p>

第12条の2 条例第24条の2第1項第1号ウの規定による特定公益信託に対する支出金の指定（以下「指定支出金の指定」という。）を受けようとする当該特定公益信託の受託者は、次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

2～6 [略]

様式第39号の2（別表第1関係）  
指定申出書（法人又は団体用）

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

さいたま市市税条例第24条の2第1項第1号イに規定する法人又は団体として指定を受けたいので、次のとおり申し出ます。

[略]

様式第39号の3（別表第1関係）  
指定通知書（法人又は団体用）

[略]

年 月 日付けで申出のあった件について、さいたま市市税条例第24条の2第1項第1号イに規定する法人又は団体として指定しましたので、次のとおり通知します。

[略]

様式第39号の4（別表第1関係）  
不指定決定通知書（法人又は団体用）

[略]

年 月 日付けで申出のあった件については、さいたま市市税条例第24条の2第1項第1号イに規定する法人又は団体として指定をしないこととしましたので通知します。

[略]

[略]

様式第39号の5（別表第1関係）  
事業報告書（法人又は団体用）

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

[略]

様式第39号の6（別表第1関係）  
指定申出書（特定公益信託用）

第12条の2 条例第24条の2第1項第3号ウの規定による特定公益信託に対する支出金の指定（以下「指定支出金の指定」という。）を受けようとする当該特定公益信託の受託者は、次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出しなければならない。

(1)～(5) [略]

2～6 [略]

様式第39号の2（別表第1関係）  
指定申出書（法人又は団体用）

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

さいたま市市税条例第24条の2第1項第3号イに規定する法人又は団体として指定を受けたいので、次のとおり申し出ます。

[略]

様式第39号の3（別表第1関係）  
指定通知書（法人又は団体用）

[略]

年 月 日付けで申出のあった件について、さいたま市市税条例第24条の2第1項第3号イに規定する法人又は団体として指定しましたので、次のとおり通知します。

[略]

様式第39号の4（別表第1関係）  
不指定決定通知書（法人又は団体用）

[略]

年 月 日付けで申出のあった件については、さいたま市市税条例第24条の2第1項第3号イに規定する法人又は団体として指定をしないこととしましたので通知します。

[略]

[略]

様式第39号の5（別表第1関係）  
事業報告書（法人又は団体用）

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

[略]

様式第39号の6（別表第1関係）  
指定申出書（特定公益信託用）

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

さいたま市市税条例第24条の2第1項第1号ウに規定する特定寄附金とみなされる特定公益信託に対する支出金のうち市長が指定するものとして指定を受けたいので、次のとおり申し出ます。

[略]

様式第39号の7 (別表第1関係)  
指定通知書 (特定公益信託用)

[略]

年 月 日付けで申出のあった件について、さいたま市市税条例第24条の2第1項第1号ウに規定する特定寄附金とみなされる特定公益信託に対する支出金のうち市長が指定するものとして指定しましたので、通知します。

[略]

様式第39号の8 (別表第1関係)  
不指定決定通知書 (特定公益信託用)

[略]

年 月 日付けで申出のあった件については、さいたま市市税条例第24条の2第1項第1号ウに規定する特定寄附金とみなされる特定公益信託に対する支出金のうち市長が指定するものとして指定をしないこととしましたので、通知します。

[略]

[略]

様式第39号の9 (別表第1関係)  
事業報告書 (特定公益信託用)

[略]

(宛先) さいたま市長

[略]

[略]

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

さいたま市市税条例第24条の2第1項第3号ウに規定する特定寄附金とみなされる特定公益信託に対する支出金のうち市長が指定するものとして指定を受けたいので、次のとおり申し出ます。

[略]

様式第39号の7 (別表第1関係)  
指定通知書 (特定公益信託用)

[略]

年 月 日付けで申出のあった件について、さいたま市市税条例第24条の2第1項第3号ウに規定する特定寄附金とみなされる特定公益信託に対する支出金のうち市長が指定するものとして指定しましたので、通知します。

[略]

様式第39号の8 (別表第1関係)  
不指定決定通知書 (特定公益信託用)

[略]

年 月 日付けで申出のあった件については、さいたま市市税条例第24条の2第1項第3号ウに規定する特定寄附金とみなされる特定公益信託に対する支出金のうち市長が指定するものとして指定をしないこととしましたので、通知します。

[略]

[略]

様式第39号の9 (別表第1関係)  
事業報告書 (特定公益信託用)

[略]

(あて先) さいたま市長

[略]

[略]

## 附 則

この規則は、令和元年6月1日から施行する。

さいたま市規則第7号

さいたま市浦和ふれあい館条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市浦和ふれあい館条例施行規則（平成13年さいたま市規則第79号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）			
附属設備の利用料金				附属設備の利用料金			
名称	単位	利用料金	備考	名称	単位	利用料金	備考
講演台	[	<u>660円</u>	[	講演台	[	<u>640円</u>	[
司会者台	略]	<u>220円</u>	略]	司会者台	略]	<u>210円</u>	略]
レクチャー卓		<u>1,640円</u>		レクチャー卓		<u>1,610円</u>	
ビデオプロジェクター		<u>1,640円</u>		ビデオプロジェクター		<u>1,610円</u>	
スライドプロジェクター		<u>1,320円</u>		スライドプロジェクター		<u>1,290円</u>	
16ミリ映写機		<u>1,100円</u>		16ミリ映写機		<u>1,080円</u>	
オーバーヘッドプロジェクター		<u>760円</u>		オーバーヘッドプロジェクター		<u>750円</u>	
マイクロホン		<u>1,320円</u>		マイクロホン		<u>1,290円</u>	
ワイヤレスマイク		<u>2,200円</u>		ワイヤレスマイク		<u>2,160円</u>	
[略]		[略]		[略]		[略]	
長机		<u>220円</u>		長机		<u>210円</u>	
[略]		[略]		[略]		[略]	
備考	[略]			備考	[略]		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市浦和ふれあい館条例施行規則別表の規定は、

この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の附属設備の利用に係る利用料金で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前の附属設備の利用に係る利用料金で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後の附属設備の利用に係る利用料金で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。



さいたま市規則第8号

さいたま市大宮ふれあい福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市大宮ふれあい福祉センター条例施行規則（平成13年さいたま市規則第80号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第5条関係）				別表（第5条関係）			
品名	単位	利用料金（1回につき）	備考	品名	単位	利用料金（1回につき）	備考
一体型四面マルチビジョン	[略]	<u>1, 270円</u>	[略]	一体型四面マルチビジョン	[略]	<u>1, 250円</u>	[略]
展示パネル		<u>1, 050円</u>		展示パネル		<u>1, 030円</u>	
ビデオプロジェクター		<u>1, 270円</u>		ビデオプロジェクター		<u>1, 250円</u>	
オーバーヘッドカメラ		<u>1, 050円</u>		オーバーヘッドカメラ		<u>1, 030円</u>	
オーバーヘッドプロジェクター		<u>1, 050円</u>		オーバーヘッドプロジェクター		<u>1, 030円</u>	
音響装置		<u>840円</u>		音響装置		<u>830円</u>	
ワイヤレスセット		<u>1, 050円</u>		ワイヤレスセット		<u>1, 030円</u>	
マイク		<u>520円</u>		マイク		<u>510円</u>	
講演台		<u>520円</u>		講演台		<u>510円</u>	
16ミリ映写機		<u>1, 050円</u>		16ミリ映写機		<u>1, 030円</u>	
ステージサイドスポットライト		<u>310円</u>		ステージサイドスポットライト		<u>300円</u>	
[略]		[略]		[略]		[略]	
備考	[略]			備考	[略]		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市大宮ふれあい福祉センター条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の附属設備の利用に係る利用料金で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前の附属設備の利用に係る利用料金で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後の附属設備の利用に係る利用料金で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

## さいたま市規則第9号

さいたま市子ども家庭総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市子ども家庭総合センター条例施行規則（平成30年さいたま市規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(手数料) 第7条 条例第12条に規定する手数料の額は、別表に定める額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額とする。	(手数料) 第7条 条例第12条に規定する手数料の額は、別表に定める額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市子ども家庭総合センター条例施行規則第7条の規定は、この規則の施行の日以後に交付する診断書、証明書及び医師意見書に係る手数料について適用し、同日前に交付する診断書、証明書及び医師意見書に係る手数料については、なお従前の例による。

## さいたま市規則第10号

### さいたま市保健所条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市保健所条例施行規則（平成14年さいたま市規則第55号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(使用料等の額) 第2条 [略] 2 [略] 3 条例第3条第3項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。 (1) 診断書 1通につき <u>1, 560円</u> (2) 証明書 1通につき <u>1, 100円</u>	(使用料等の額) 第2条 [略] 2 [略] 3 条例第3条第3項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。 (1) 診断書 1通につき <u>1, 530円</u> (2) 証明書 1通につき <u>1, 080円</u>

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市保健所条例施行規則第2条第3項の規定は、この規則の施行の日以後に行われる手数料を徴収する事務について適用し、同日前に行われる手数料を徴収する事務については、なお従前の例による。

さいたま市規則第11号

さいたま市立病院管理規則の一部を改正する規則

さいたま市立病院管理規則（平成13年さいたま市規則第145号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																														
<p>(使用料)</p> <p>第13条 さいたま市病院事業の設置等に関する条例（平成13年さいたま市条例第198号。以下「条例」という。）第5条第1項ただし書に規定する使用料の額は、別表第2に定める額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額（次に掲げる使用料については、同表に定める額）とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(手数料)</p> <p>第14条 条例第6条に規定する手数料の額は、別表第3に定める額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>別表第2（第13条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 10%;">予防接種料</td> <td style="width: 70%;">[略]</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ロタウイルスワクチン</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td><b>髄膜炎菌ワクチン</b></td> <td><b>5,000円</b></td> </tr> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td></tr> </table> <p>備考 [略]</p>	[略]			予防接種料	[略]			ロタウイルスワクチン	[略]		<b>髄膜炎菌ワクチン</b>	<b>5,000円</b>	[略]			<p>(使用料)</p> <p>第13条 さいたま市病院事業の設置等に関する条例（平成13年さいたま市条例第198号。以下「条例」という。）第5条第1項ただし書に規定する使用料の額は、別表第2に定める額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額（次に掲げる使用料については、同表に定める額）とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(手数料)</p> <p>第14条 条例第6条に規定する手数料の額は、別表第3に定める額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>別表第2（第13条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr> <td style="width: 10%;">予防接種料</td> <td style="width: 70%;">[略]</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ロタウイルスワクチン</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr><td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td></tr> </table> <p>備考 [略]</p>	[略]			予防接種料	[略]			ロタウイルスワクチン	[略]				[略]		
[略]																															
予防接種料	[略]																														
	ロタウイルスワクチン	[略]																													
	<b>髄膜炎菌ワクチン</b>	<b>5,000円</b>																													
[略]																															
[略]																															
予防接種料	[略]																														
	ロタウイルスワクチン	[略]																													
[略]																															

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、別表第2の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後のさいたま市立病院管理規則第13条及び第14条の規定は、この規則の施行の日以後の医療等に係る使用料及び交付に係る手数料について適用し、同日前の医療等に係る使用料及び交付に係る手数料については、なお従前の例による。

さいたま市規則第12号

さいたま市桜環境センター余熱体験施設条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市桜環境センター余熱体験施設条例施行規則（平成27年さいたま市規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
区分	使用料の額（1人1回につき）		区分	使用料の額（1人1回につき）	
	市内	市外		市内	市外
[略]			[略]		
一般	<u>730円</u>	<u>830円</u>	一般	<u>710円</u>	<u>820円</u>
小学生・中学生	<u>310円</u>	<u>310円</u>	小学生・中学生	<u>300円</u>	<u>300円</u>
備考	[略]		備考	[略]	

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

さいたま市規則第13号

さいたま市食肉中央卸売市場業務規程施行規則の一部を改正する規則

さいたま市食肉中央卸売市場業務規程施行規則（平成13年さいたま市規則第189号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第3（第76条関係） 市場使用料			別表第3（第76条関係） 市場使用料		
[略]			[略]		
卸売業者卸売 場使用料	昭和36年度に 建設された施設	1平方メートル につき 月額 <u>31円</u>	卸売業者卸売 場使用料	昭和36年度に 建設された施設	1平方メートル につき 月額 <u>30円</u>
	昭和63年度に 建設された施設	1平方メートル につき 月額 <u>4,378円</u>		昭和63年度に 建設された施設	1平方メートル につき 月額 <u>4,298円</u>
卸売業者事務 所使用料	1平方メートルにつき 月額 <u>212円</u>		卸売業者事務 所使用料	1平方メートルにつき 月額 <u>208円</u>	
関連事業者営 業所使用料	1平方メートルにつき 月額 <u>212円</u>		関連事業者営 業所使用料	1平方メートルにつき 月額 <u>208円</u>	
冷蔵庫施設使 用料	昭和36年度に 建設された施設	1平方メートル につき 月額 <u>3,203円</u>	冷蔵庫施設使 用料	昭和36年度に 建設された施設	1平方メートル につき 月額 <u>3,145円</u>
	昭和63年度に 建設された施設	1平方メートル につき 月額 <u>3,950円</u>		昭和63年度に 建設された施設	1平方メートル につき 月額 <u>3,878円</u>
[略]			[略]		
備考 [略]			備考 [略]		

様式第29号（その1）及び様式第29号（その2）を次のように改める。



様式第29号（その1）（第44条関係）

（宛先）さいたま市長

売 渡 票

〒  
住所  
氏名 \_\_\_\_\_ 様

買参考コード \_\_\_\_\_ 年 月 日 No. \_\_\_\_\_

卸売業者



種別 コード	と畜 (上場) No.	規格 コード	重量	単価	金額	摘要
小 計						

種別 コード	と畜 (上場) No.	規格 コード	重量	単価	金額	摘要
合 計						

品 名	頭(箱)数	重 量	金 額
牛 枝 肉			
馬 枝 肉			
緬山羊枝肉			
豚 部 分 肉			
輸 入 牛 肉			
輸 入 豚 肉			
そ の 他			

品 名	頭(箱)数	重 量	金 額
豚 枝 肉			
子牛枝肉			
牛 部 分 肉			
合 計			

備考 「消費税相当額」とは、消費税及び地方消費税相当額をいう。

消 費 税 相 当 額	
合 計 ( 消 費 税 相 当 額 を 含 む 。 )	



様式第42号を次のように改める。



小計													
合計	頭数											合計（消費税相当額含む。）	

控除金項目	売上高手数料 3.5%	と畜場使用料	と畜解体料	検査手数料
	格付料	検案書料	冷蔵保管料	その他

控除金合計	(差引)仕切金額
	支払金額

扱者

備考

- 「消費税相当額」とは、消費税及び地方消費税相当額をいう。
- 上記控除金は、消費税額及び地方消費税額を含む（検査手数料は非課税）。

## 附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

さいたま市規則第14号

さいたま市と畜場条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市と畜場条例施行規則（平成13年さいたま市規則第190号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第4条 条例第6条第1項の規定による使用料（消費税額及び地方消費税額を含む。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) と畜場使用料</p> <p>ア 牛（生後1年以上のものをいう。） 1頭につき <u>4,206円</u></p> <p>イ 馬（生後1年以上のものをいう。） 1頭につき <u>2,776円</u></p> <p>ウ 子牛（生後1年未満のものをいう。） 1頭につき <u>2,283円</u></p> <p>エ 子馬（生後1年未満のものをいう。） 1頭につき <u>853円</u></p> <p>オ 豚</p> <p>(イ) 枝肉が100キログラム未満のもの 1頭につき <u>853円</u></p> <p>(ロ) 枝肉が100キログラム以上のもの 1頭につき <u>1,227円</u></p> <p>カ めん羊・山羊 1頭につき <u>479円</u></p> <p>(2) 施設使用料</p> <p>建物 1平方メートルにつき 月額 <u>212円</u></p>	<p>(使用料)</p> <p>第4条 条例第6条第1項の規定による使用料（消費税額及び地方消費税額を含む。）は、次のとおりとする。</p> <p>(1) と畜場使用料</p> <p>ア 牛（生後1年以上のものをいう。） 1頭につき <u>4,129円</u></p> <p>イ 馬（生後1年以上のものをいう。） 1頭につき <u>2,725円</u></p> <p>ウ 子牛（生後1年未満のものをいう。） 1頭につき <u>2,242円</u></p> <p>エ 子馬（生後1年未満のものをいう。） 1頭につき <u>838円</u></p> <p>オ 豚</p> <p>(イ) 枝肉が100キログラム未満のもの 1頭につき <u>838円</u></p> <p>(ロ) 枝肉が100キログラム以上のもの 1頭につき <u>1,205円</u></p> <p>カ めん羊・山羊 1頭につき <u>471円</u></p> <p>(2) 施設使用料</p> <p>建物 1平方メートルにつき 月額 <u>208円</u></p>

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。